

京都市上下水道局告示第50号

京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成25年1月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

亀岡市東別院町小泉塚本6-5

久門設備株式会社

代表取締役 久門 文夫

(2) 指定期間

平成25年1月22日から平成27年3月31日

2 廃止届出業者

(1) 亀岡市東別院町小泉本町6-5

久門設備

久門 嘉幸

(2) 廃止届出年月日

平成24年12月21日

(上下水道局下水道部管理課)